

別表（第2条、第5条第1項、第8条第1項、第12条第2項、第13条第3項関係）

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
団体 支援 課	1 森林組合組織・ 経営基盤強化総合 対策事業	系統体制支援事業 森林組合役職員の資質向上や地域森林管理の 効率化等のための研修及び森林組合に対して行 う以下の指導助言に要する経費 ① 財務基盤の整備強化に向けた取組みに 対する専門家派遣による指導助言 ② 労働安全確保に向けた取組みに対する 専門家派遣による指導助言	4月1日か ら事業完了 の日又は3 月31日ま で	熊本県森林組合連合会	2分の1以内	1 補助金額の増減 2 事業内容の主要な 部分の変更	有 (第9条第2 項第3号該 当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	2 赤潮特約掛金補 助事業	赤潮特約に係る純共済掛金の一部	4月1日か ら事業完了 の日又は3 月31日ま で	熊本県漁業共済組合	3分の1相当額(掛金 に対する国からの補 助を控除した額)	赤潮特約契約者の変更	有 (第9条第 2項第2号 該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	3 漁業共済危機管 理対応力強化事業 (漁業共済掛金補 助事業)	漁獲共済及び養殖共済に係る純共済掛金につ いて、市町が国庫補助の10%相当を補助する場 合の当該補助額の一部 ※資源管理・漁業経営安定対策(漁業収入安定 対策事業)に加入することを条件とする。	4月1日か ら事業完了 の日又は3 月31日ま で	市町	市町補助額の2分の1 以内	漁獲共済及び養殖共済 加入者の変更	有 (第9条第 2項第2号 該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
団体 支 援 課	4 水産団体経営安定総合対策事業 (経営基盤改善支援事業)	経営不振漁協に対し、適正な財務処理の実施のほか、経営改善計画等の策定支援を税理士等に依頼する場合に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	沿海漁業協同組合	定額(上限700千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	5 漁業共済危機管理対応力強化事業 (漁業共済加入強化補助事業)	漁業災害補償法に基づく漁業共済加入促進に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業共済組合	定額(上限546千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
団体 支援 課	6 収入保険加入緊急支援事業	<p>熊本県農業共済組合が農業経営収入保険の加入者(※)に対する保険料又は付加保険料の助成事業を実施するために必要な経費、若しくは、当該経費に対して補助をする場合における当該補助に要する経費</p> <p>※翌年以降も継続して加入することを、書面で確約した者に限る。</p> <p>① 新規加入者が負担する保険料に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>② 熊本県農業共済組合と集団加入に関する協定を締結した組織において、ア又はイに掲げる全ての要件を満たす者が加入する場合に、加入者が負担する付加保険料(補償金額割に限る。)に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 熊本県農業共済組合</p> <p>【事業主体】 熊本県農業共済組合、 農業者</p>	<p>①補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内(法人格を有しない者:上限6万円、法人格を有する者:上限25万円)を限度とする</p> <p>②補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内(法人格を有しない者:上限1万円、法人格を有する者:上限5万円)を限度とする</p>	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
団体 支 援 課	6 収入保険加入緊急支援事業	<p>ア 施設園芸農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入する収入保険の保険期間の開始日において、施設園芸農業（野菜・花きに限る。）を営んでいること。 ・加入する収入保険の保険期間の開始日において、園芸施設共済に加入していること。 ・園芸施設共済に加入している園芸施設内の農作物による収入について、収入保険の補償対象としていること。 ・上記3点を満たす者が5経営体以上加入すること。 <p>イ 果樹農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入する収入保険の保険期間の開始日において果樹農業（栽培面積が10a以上又は基準収入の80%以上の場合に限る。）を営んでいること。 ・果樹農業による収入について、収入保険の補償対象としていること。 ・上記2点を満たす者が5経営体以上加入すること。 <p>③ 熊本県農業共済組合が上記①～②を実施するために必要な事務に要する経費</p>			③定額 (上限180円/件)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									[実績報告]	[実績報告]
団体 支 援 課	7 収入保険普及啓 発強化事業	<p>熊本県農業共済組合が実施する農業経営収入保険の加入推進に係る普及啓発活動のうち、次の取組みに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシの作成配布 ・ラジオ CM、YouTubeCM 等による周知活動 ・動画コンテンツの制作 ・普及啓発資材の製作 ・その他必要と認める経費 	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県農業共済組合	2 分の 1 以内 (上限 1,000 千円)	事業費の 30%を超え る増減	無	要	事業完了時	事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日 の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日 のいずれか早 い日
団体 支 援 課	8 水産団体制整備 支援事業(自立 漁協構築支援事 業)	①最終事業年度末時点の正組合員数が40人以上の漁協を1つ以上含めて合併又は事業統合を検討する漁協に対し、経営診断等を中小企業診断士等に依頼する場合に要する経費 ②収益強化や経営効率化について検討する漁協に対し、経営改善計画等を中小企業診断士等に依頼する場合に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	沿海漁業協同組合	次の①及び②の合計 上限額1,000千円 ①2分の1以内(1グループ当たり500千円まで) ②2分の1以内(1漁協当たり250千円まで。ただし、複数の事務所で検討対象となる事業を実施又は計画している漁協に対しては、1漁協当たり500千円まで。)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日 のいずれか早 い日
	9 熊本県漁業協同 組合連合会補助	漁協等指導育成強化に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業協同組合連 合会	定額(上限608千円)	1 事業内容の主要な部分の変更 2 事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	有 (第9条第 2項第1号 該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日 のいずれか早 い日